

第5回大田市農業委員会総会議事録

1、日 時 平成30年5月23日（水） 13：30 開会
14：15 閉会

2、場 所 大田市役所 2階 第2会議室

3、出席委員 （13名）

1番	杉本勝徳	3番	森脇公二郎	5番	奥 雅守
6番	武田廣司	7番	福田佳代子	8番	戸嶋総一
9番	坂根 正	10番	田原洋司	11番	岩谷洋司
13番	落合政顕	14番	大谷成志	16番	三谷 薫
17番	山下 傳				

4、欠席委員 （4名） 2番 古志泰博 4番 竹下正也
12番 戸島長四郎 15番 漆谷幸男

5、提出議題

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画による利用権等の設定について
議案第6号 大田市農業委員会会議規則の改正について

6、その他

- (1) 「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について
- (2) 平成30年度農地利用状況調査及び「道の駅」に関する研修会日程について
- (3) 活動報告書（月報）の提出について
- (4) 専門委員会について
 - ・情報調査研究委員会（2階第2会議室）

7、出席職員

本会議に出席した職員は次のとおりである。

農業委員会事務局	事務局長	渡邊義雄
	事務局次長	長谷卓治
	係長	白石利伸
	主任	三島貴子

議 事

局 長 只今から第5回大田市農業委員会総会を開会いたします。
始めに会長のあいさつをお願いいたします。

会 長 (会長あいさつ)

局 長 それでは、総会次第に従いまして会議を進めたいと思いま
す。進行の方は、会長をお願いいたします。

会 長 そういたしますと、只今より第5回の総会を開会いたしま
す。

本日の欠席委員さんは、2番古志委員、4番竹下正也委員、
12番戸島長四郎委員、15番漆谷幸男委員です。

出席委員は13名であり、会議の方は成立しております。

続きまして、議事録署名委員の指名をさせていただきます。
9番の坂根委員、11番の岩谷委員よろしくをお願いいたしま
す。

続いて、月間報告に移ります。渡邊局長よろしくをお願い
いたします。

局 長 それでは報告いたします。4月総会から本日までの経過報
告です。

5月10日(木)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市
で開催され、田原会長が出席されております。

5月17日(木)、平成30年5月運営委員会を開催しまし
た。

本日5月23日(水)、第5回農業委員会総会を開催して
おります。

今後の予定です。

5月24日(木)、大田市農業再生協議会総会が、島根県農
業協同組合石見銀山地区本部で開催されます。

5月28日(月)、島根県農業会議会長研修会が松江市で
開催されます

6月11日(月)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市
で開催されます。

6月中旬に運営委員会を市役所で開催予定としております。

6月25日(月)、第6回総会を市役所で開催予定として
おります。

また、同日午後3時30分から、大田市農林業振興協議会総会が、市役所で開催されます。

6月29日(金)、島根県農業会議通常総会が松江市で開催されます。

報告事項につきましては、以上です。

会長 はい。ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思います。議事の進行を農地法関連は、いつものように山下代理の方で進行をお願いいたします。

代理 はい。それでは農地法関連の議案の取りまとめをさせていただきます。資料の2ページでございますが、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

次長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につきましては、2件でございます。

書類審査上は、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしており、問題はないと判断いたしますが、担当農業委員さんの「地域との調和要件」などの調査報告を踏まえ、ご審議をお願いしたいと思います。

番号1番 五十猛町でございます。

本案件は、農地法施行規則第17条第2項における「空き家付き農地指定地番」の所有権移転に係るものであります。

申請地、〇〇〇〇番〇、135㎡は、国道「9号線」「大浦東口バス停留所」の南南西約120m、JR「山陰本線」「五十猛踏切」の東約150m、市道「大浦野梅線」の南側に隣接しております。

譲渡人は、県外に居住しており住宅・農地の維持管理に苦慮、平成29年10月に「空き家バンク」への登録を行い、平成29年11月総会の承認を経て下限面積の特例による空き家付き農地として地番指定を受けております。

譲受人は、住宅と共に隣接する当該農地を譲り受け、管理耕作を行っていくものであります。

番号2番 大森町でございます。

申請地、〇〇番、二〇〇番〇、合計1,497㎡は、市立大森小学校の東北東約150～220m、譲受人宅の西側と市道「銀山線」の南側に隣接しております。

譲渡人は、自宅から距離があり、高齢のため維持管理に苦慮、当該地域で農業経営を行っている譲受人に、当該農地を譲渡するものであります。

譲受人は、自宅に隣接する当該農地を譲り受け、農業経営の拡大を行うものであります。

以上でございます。

代理 はい。では、担当委員さんの方から、地域との調和要件を踏まえ、現地調査の結果報告をお願いします。

16番 1番について説明いたします。空き家付き農地の売買でございます。三瓶町の〇〇さんが買われまして、ここに住まわれて、畑も耕作されるようです。全く異議はございません。以上です。

代理 次をお願いします。

8番 番号2番、調査しましたけれど、譲受人の近くの場所で維持管理できるということで、別に問題ありませんし、地域との調和要件もそれぞれ問題なしということで異議はございません。

代理 担当委員さんの調査結果では、異議なしということでございますが、他の委員さんから質問、ご意見はありますか。

(異議なしの声多数)

代理 異議がないようですので、当委員会としては承認することとし、おって許可書を交付することといたします。

次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、1件でございます。

番号1番 久利町でございます。

申請地、松代〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、合計15.39㎡は、市営「行恒住宅」の南約350m、主要地方道「大田桜江線」と市道「行恒松代線」の三叉路の北側に位置しております。

農地区分は第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地となります。

申請者は既存の墓地が山中にあり、参拝や管理が困難であるため、自宅にほど近い当該所有農地に墓地と参道を設けるものでございます。

以上でございます。

代理 1番 それでは、担当委員さんの現地確認の報告をお願いします。
現地の確認並びに関係者に聴取したところ、墓地、先祖の納骨堂ということでした。自宅の隣りの畑を利用した納骨堂ということですので。当該地区の農業に影響があるものではないということで、認めましたので異議はございません。

代理 担当委員さんの調査結果では、異議なしということでございますが、他の委員さんから質問、ご意見はありますか。
(異議なしの声多数)

代理 異議がないようですので、当委員会としては承認することとし、おって許可書を交付することといたします。

続きまして、議案第3号議案第3号 農地転用事業計画変更申請につきまして、事務局の説明をお願いします。

次長 議案第3号 農地転用事業計画変更申請につきましては、1件でございます。

番号1番 久利町でございます。

申請地、行恒〇〇〇番〇、279㎡は、主要地方道「大田桜江線」「行恒橋」南詰めの西南西約290m、「行恒老人福祉会館」の東約50m、市道「川合行恒線」の南側に隣接しております。

第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地となります。

本申請地は、当初計画者が、平成2年10月23日付けで、住宅敷地への転用目的で農地法第5条の許可を受けております。

転用許可後、申請地を取得しましたが、事業着手する前に松江市に転勤となり、以降松江市が生活拠点となったため、当初計画を遂行できなかったものであります。現在、松江市に居住しており、今後、この地で住宅建築の見込みはなく手放されることとなったものです。

承継者は、現在市内のアパートに居住しており、子の成長に伴い手狭となったため、実家に隣接する当該申請地を譲り受け、住宅を新築するものであります。

なお、当初計画者から承継者への所有権移転についての許可が必要となりますので、本申請と併せて、承継者による5条申請が提出されております。後程、議案第4号の番号4番で、ご審議をいただくこととなります。

以上でございます。

- 代理 担当委員さんの現地確認の報告をお願いします。
- 1 番 現地並びに承継者の〇〇さんに事情聴取を行いました。
説明のとおり当初は、住宅建設のための農地転用であったと
いうことですが、諸般の事情により、事業が行われなくなっ
たと聞いております。併せて、承継者〇〇さんにも聴取しま
して、この事業が引き継がれることについては、異議はござ
いません。
- 代理 担当委員さんの調査結果では、異議なしということでござ
いますが、次の議題4号の整理番号4番と関連しますので、
これと併せた上で判断したいと思います。
- 次 長 続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定に
よる許可申請について、事務局より説明をお願いします。
- 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に
つきましては、4件でございます。
- 番号1番 大田町でございます。
- 申請地、大田イ〇〇〇〇番〇、イ〇〇〇〇番〇、合計1191
㎡は、県立大田高等学校寄宿舍「瓶雲寮」の東約250m、
主要地方道「三瓶公園線」の北側、賃貸人の自宅の西側に位
置しております。
- 農地区分は第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当
しない農地であり、第2種農地となります。
- 賃借人は、太陽光発電事業を行うにあたり適地を探していた
ところ、農地の管理に苦慮していた賃貸人の子からの紹介に
より、この度、申請地を借り受け、太陽光発電設備を整備す
るものであります。
- 賃貸借の期間は20年であります。
- 番号2番 長久町でございます。
- 申請地、長久イ〇〇〇番〇、305㎡は、イオンタウンの北約3
00m、川北下自治会館の北北西約60～100m、市道「川
北下1号線」の南側に隣接しております。
- 農用地区域内農地でありましたが、5月18日に「大田農
業振興地域整備計画」において農用地区域からの除外が承認
されております。土地改良事業の対象となった良好な営農条
件を備えている農地であり、第1種農地となります。
- 譲受人は、現在町内でアパート住まいであり、子供の成長
により手狭となったため、この度申請地を譲り受け、個人住

宅を新築するものであります。

なお本申請に併せ、野井井手用水組合の「同意書」が添付されております。

番号3番 長久町でございます。

申請地、長久口〇〇〇番〇、311㎡は、大田警察署の東北東約120m、市道「駅北2号線」の東側と北側に隣接しております。都市計画用途地域の「第一種住居地域」であることから第3種農地となります。第3種農地の転用は原則許可となっております。

借受人は、現在市外でアパート住まいであり、二人の子供の成長により手狭となったため、この度父名義の申請地を借り受け、個人住宅を新築するものであります。

番号4番 久利町でございます。

本案件は、先程の議案第3号の事業計画変更申請と併せて申請されたものであります。

経過・詳細につきましては、先程、説明したとおりでございます。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地となります。

なお、申請に併せ排水路保全会の「同意書」が添付されております。

今回申請のありました案件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。

なお、番号2番につきましては、第1種農地の案件でございますので、6月11日の常設審議委員会に諮問し、その答申を受けた後に処分決定することとなります。

以上でございます。

代理 それでは、整理番号順に担当委員さんの現地調査の結果の報告をお願いします。

代理

(17番) 整理番号1番の大田の案件ですが、三瓶公園線の三瓶川にかかる日の出橋の北側に位置しております。賃貸人の御主人は以前この地域の担い手さんだったんですけど、4、5年前に亡くなられてまして、農地の管理が十分でないこともあったりして、この場所については特に周辺の農地利用には支

障のない場所でございますので、異議はございません。

続きまして、2番お願いします。

9 番 整理番号2番ですが、この地域は、川北下自治会になりまして、近年〇〇〇という田んぼにつきましては、宅地化が進んできているところでして、この土地につきましては、南側で田を作っておられますが、日照も問題がありません。異議はございません。

次3番ですけど、これについては、〇〇さんの息子さんが新築の家を建てられるということで、周りは畑も何もないような場所です、全く異議はございません。

代 理 整理番号4番お願いします。

1 番 整理番号4番について、先程議案第3号で審議された、農地転用事業計画変更申請に基づく5条申請でございます。

〇〇氏に確認したところ、住宅建設のための申請であると伺いました。また、この土地は〇〇氏の実家の隣りでもあり、申請については異議はございません。また、隣接する排水路保全組合の同意についても確認をいたしたところです。異議はございません。

代 理 担当委員さんの現地調査の結果では、問題なしということですが、他の委員さんから質問、ご意見はありますか。

8 番 整理番号1番の太陽光発電ですが、着手時期が許可の日から8月30日になっておりますが、許可が下りて8月30日には終わるということですか。まだ、継続ということですか。

次 長 8月30日に工事が終わるという予定です。

8 番 8月30日には工事が終わるということですね。

次 長 はい。

8 番 わかりました。

代 理 他にございませんか。

3 番 同意書は、農地法第5条第1項の許可申請に必要なだからつけるということですか。

次 長 転用の確実性ということで、その地域によって用水組合のあるところないところありますが、例えば個人住宅を建てるにあたって、排水が流れるとか、農地であるならば、問題がないのですが、農地以外のものに変えるという転用にあたって、同意は必要となるものです。それを得ずにやられた後で問題が発生しても困りますので、必要がある場合は必ず付け

ていただくようにしております。

3 番 法律的には、必要ないと思いますが。家を建ててそこに排水を流しますね。それに対して同意書というのは、同意書を取っておかないといけないから、取るのですか。法律上。

代理 水利組合さんが、水利権というのを持っておられるのでして、私が関連しているところの用水組合さんは、その用水路に生活雑排水を流しますよという場合には、一定の協力金というのを納められることを条件にして承諾されるというケースがあったりしますので、水利権のある水利組合さんへ生活雑排水を流すということに対しての協力、理解のために、同意書を添付されているのだと思います。

3 番 それはわかりました。まあ、法律的には必要ないのではないかと思いますけれども。水利組合さんに対して、流させていただきますよという意味で出ておられるのかと思いました。

代理 よろしいでしょうか。以上で質疑、意見はないようですので、当委員会としては承認することといたします。

なお、整理番号2番については、来月実施されます常設審議委員会に諮った後、許可書を交付することといたします。

また、整理番号4番の案件と議案第3号が関連がございましたので、第4号での承認が得られましたので、事業計画の変更申請についても、承認することといたします。

以上で農地法関連の審議を終わります。

会長 それでは、引き続き議案第5号に移ります。

議案第5号 農用地利用集積計画による利用権等の設定について、農林水産課より説明をお願いします。

三島主任 本日審議いただきます農用地利用集積計画案に基づく利用権設定及び中間管理権についてご説明します。

始めに、平成30年6月5日公告予定の農用地利用集積計画案、利用権設定、緑色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきましてご説明します。

大田町、田1,135㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

川合町、田4,390㎡、筆数4、設定する者1名、設定を受ける者1名。

三瓶町池田、田14,118㎡、筆数10、設定する者9名、設定を受ける者1名。

久手町、田1,160㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

長久町、田1,994㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

静間町、田4,386㎡、筆数2、設定する者2名、設定を受ける者1名。

久利町、田8,137㎡、筆数8、設定する者3名、設定を受ける者3名。

水上町、田2,064㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

合計、田37,884㎡、筆数28、設定する者19名、設定を受ける者10名。

利用権設定については以上です。

続きまして、農地中間管理権、黄色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきご説明します。

久利町、田1,753㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

仁摩町、田1,033㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

合計、田2,786㎡、筆数2、設定する者2名、設定を受ける者1名。

以上ご審議よろしくお願します。

会 長 只今説明がございましたけれど、まず始めに農用地利用集積計画による利用権について進めたいと思います。

委員さんに関係する案件がありますので、そちらの方から進めたいと思います。三谷委員退席をお願いします。

(16番委員退室)

4ページの静間町の関係です。担当委員さんの調査結果の報告をお願いします。

9 番 ○○さんという方が田を作っておられましたが○○さんが亡くなられた関係で、○○さんにお問い合わせされたということで、異議はございません。

会 長 担当地区の委員さんの調査結果の報告は異議なしということですが皆さん方からご意見、ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

会 長 異議なしということで承認とさせていただきます。

(16番委員入室)

三谷委員にご報告いたします。静間町の案件1番、2番異議なしということで承認されました。

それでは、大田町の方から進めて行きたいと思います。

それぞれの担当地区の委員さんの調査結果の報告をお願いいたします。

17番 大田町の整理番号1番ですが、新規の設定なんですけども、所有者の方は、〇〇〇さんに利用権設定されるということで異議はございません。

会 長 続いて川合町お願いします。

3番 〇〇さんに確認いたしました。自分ではよう作らないのでまた、〇〇さんをお願いをするということです。問題ございません。

会 長 続いて三瓶町池田お願いします。

14番 1番と3番から10番までですが、ほ場整備に向けた営農組合の代表が〇〇さんに代わられまして、その準備に向けた耕作を、ソバをするということでございます。2番、ソバということになっておりますが、今実際水田で水稻作っておられましてこれについては、〇〇さん個人が借りられて、引き続き水稻を作っていくということでございます。新設定ではございますが異議はございません。

会 長 続いて久手町で、私のところの案件でございますが、再設定(10番)でもありますし、設定を受ける〇〇さん地域の担い手でもあります。異議はございません。

続きまして、長久町お願いします。

9番 整理番号1番ですが、この案件につきましては、先月も〇〇〇さんの報告をいたしました。その隣接地ということで、同じ利用で使われます。異議はございません。

会 長 続いて久利町お願いします。

1番 久利の1番については、新規でございますが、久利の有人市の世話をする代表の方が、エゴマ等を作られるということで、異議はございません。

2番から6番については、赤波営農組合の関係の再設定でございますので、異議はございません。

7番、8番についても、行恒の〇〇さんへの再設定でございます。異議はございません。

- 会 長 続いて水上町お願いします。
- 8 番 このほ場は、去年はエゴマを作られておりましたが、引き続き再設定でございます。異議はございません。
- 会 長 それぞれの委員さん異議なしということですが、皆さん方のほうからご質問、ご意見はございますか。
(異議なしの声多数)
- 会 長 それでは、異議なしということで、承認とさせていただきます。続きまして、黄色の表紙、農地中間管理権に移ります。
こちらの方もそれぞれ担当地区の委員さんの調査結果の報告をお願いします。
- 会 長 久利町お願いします。
- 1 番 しまね農業振興公社を介して、〇〇〇さんが作られるということを確認しました。異議はございません。
- 会 長 続いて仁摩町お願いします。
- 5 番 今まで耕作をされていた方が、中間管理機構を通してこれからは耕作をされるということで、異議はございません。
- 会 長 それぞれの委員さん異議なしということですが、皆さん方のほうからご質問、ご意見はございますか。
(異議なしの声多数)
- 会 長 それでは、異議なしということで、こちらの中間管理権の方も承認とさせていただきます。
続いて議案第6号に移ります。
大田市農業委員会会議規則の改正について事務局より説明をお願いします。
- 事務局長 議案第6号、大田市農業委員会会議規則の改正についてご説明いたします。
主な改正内容は、現行の会議規則第5条の議席について、説明の追加並びに、第5条の次に、総会の議長及び総会会議成立要件の2条を追加して定めるものです。
また、この改正により、規則中会長を議長に改め、また、2条を追加することにより、第23条を第25条とし、第6条から第22条まで2条ずつ繰り下げるものです。
大田市農業委員会会議規則新旧対照表をご覧ください。
まず、第5条について、現行の「委員の議席は、くじで定め、議席には番号を付けるものとする。」を、改正案では、「委員の議席は、委員会の成立した最初の会議において、くじで

これを定め、議席には番号を付けるものとする。」に改めるものです。

次に、現行の第5条の次に、改正案では、議長第6条、総会の成立第7条を追加するものです。

第6条第1項、会長は総会の議長となり、議事を整理する。第2項議長は、事件の性質等により、他の委員が議長を務めることが適当と判断したときは、当該事件に限り他の委員を議長に指名することができるものと定めるものです。

次に、第7条第1項、総会は在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会を開くことができないことはこの限りでないとするものです。

なお、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定とは、同法第31条第1項に定める、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないという規定により、過半数を下回る場合のことを指します。

以上で説明を終わります。

会 長 只今事務局より説明がございました。第5条においては、文言が加わったということで、6条につきましては、議事進行を農地法関連を職務代理の方にさせていただいておりますけれども、このあたりを明確にしたということ。7条については、過半数ぎりぎりの会議の開催の時に、先程説明のあったように、委員さんに関する案件で退席した場合に、過半数が切れる場合のことを指しているものであります。

何か、皆さん方の方でご質問、ご意見はありますか。

(ありませんの声多数)

よろしいですか。

この改正で今までと何かが違うということではなくて、これまでの取扱いをより根拠を明確にしたということですので、承認とさせていただきます。今後はこれでよろしく願います。

以上で議案の方はすべて終了いたしました。

(閉会宣告)

上記を記録し、議事に相違ないことを認め、ここに署名します。

平成30年5月23日

会 長 _____
(議事録署名委員)

9 番 _____

11 番 _____